

【誤りやすい事例 ⑦ - 申告書第11表関係 -】

所得税の準確定申告書を提出し、還付金を受領している場合

相続人である私（国税二郎）は、父（国税太郎）の死亡後、父の所得税の準確定申告書を提出し、所得税の還付金（25万円）を受け取りました。

相続税がかかる財産の明細書
(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人 国税 太郎

第11表

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況		区 分	1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割				
		分割の日	▲・8・18						
種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量		単価	価額	分割が確定した財産	
				数量	単価			取得した人の氏名	取得財産の価額
その他の財産	その他	ゴルフ会員権 (〇〇クラブ)	〇〇市△△1 丁目1番1号			円	2,500,000	国税 二郎	2,500,000
"	"	未収家賃 (〇〇商事)	△△市××2 丁目4番1号			円	478,000	国税 二郎	478,000
"	"	絵画 (〇〇作)	〇〇市△△1 丁目1番1号			円	7,800,000	国税 二郎	7,800,000
		(小計)					(10,778,000)		

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず

誤

所得税の準確定申告に係る還付金は、父が亡くなった後に相続人である私が手続をとって支払を受けたものであることから、相続財産ではないと考え、第11表に記入しませんでした。

正しい取扱いは、下記のとおりです。

相続税がかかる財産の明細書
(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人 国税 太郎

第11表

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況		区 分	1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割				
		分割の日	▲・8・18						
種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量		単価	価額	分割が確定した財産	
				数量	単価			取得した人の氏名	取得財産の価額
その他の財産	その他	ゴルフ会員権 (〇〇クラブ)	〇〇市△△1 丁目1番1号			円	2,500,000	国税 二郎	2,500,000
"	"	未収家賃 (〇〇商事)	△△市××2 丁目4番1号			円	478,000	国税 二郎	478,000
"	"	絵画 (〇〇作)	〇〇市△△1 丁目1番1号			円	7,800,000	国税 二郎	7,800,000
"	"	▲年分所得税還付金 (準確定申告)	〇〇税務署			円	250,000	国税 二郎	250,000
		(小計)					(11,028,000)		

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず

正

所得税の準確定申告に係る還付金は、被相続人（父）に帰属する財産であり、相続財産に該当するため、第11表に記入します。

- (注) 1 後期高齢者医療保険料や介護保険料の還付金なども相続財産に該当します。
- 2 被相続人の所得税の準確定申告で納付することとなる所得税は、相続財産の価額から差し引くことができる債務となります。

○ 被相続人の準確定申告に係る還付金等

還付請求権は（本来の）相続財産であり、相続税の課税対象となります。還付請求権は、被相続人の死亡後に発生するとしても、被相続人の潜在的な請求権が被相続人に帰属しており、これが被相続人の死亡により顕在化したものと考えられます。

したがって、これらの請求権に基づいて還付金を受け取った場合は、相続税の課税対象となります。